

(宛先) 中央区長

施設等利用給付請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児・病後児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用給付

【 年 月分】

私は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用給付について、以下のとおり請求しますので、指定する振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用給付の審査に当たり、次の事項に同意します。

- 1 請求者と認定子どもが、中央区内に居住していることを中央区が住民基本台帳で確認すること。
- 2 実際に利用していることを中央区が対象施設等に確認すること。
- 3 利用料の支払い状況を中央区が対象施設等に確認すること。
- 4 課税状況を中央区が確認すること。

請求金額合計（ か月分）
円

1 施設等利用給付認定保護者（請求者）

ふりがな		認定子どもとの続柄		生年月日	年 月 日
氏 名	(本人が自署してください。)			現住所	電話 ()

2 認定子ども（認定子どもごとに請求してください。） ※ 認定番号が不明な場合は空欄で構いません。

法第30条の4の認定種別	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	
生年月日	年 月 日	ふりがな	
年 月 日から 年 月 日までの間の住所		氏 名	
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した			
上記で転入又は転出に該当した場合は、転入・転出日を記入			年 月 日

3 振込先 ※ 請求者本人の口座を指定してください。

金融機関名		預 金 種 目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口 座 番 号	
農協・信用組合	出張所		
金融機関コード	支店コード	口座名義（カタカナ）	

4 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児・病後児保育・子育て援助活動支援事業（複数記入可） （①から⑥までで足りない場合は、余白等に記載してください。）

①	ふりがな		所 在 地	〒
	施設又は事業名			電話 ()
	契約している利用料 ※1		<input type="checkbox"/> 月額 円 <input type="checkbox"/> 日額 円	<input type="checkbox"/> 時間額 円
②	ふりがな		所 在 地	〒
	施設又は事業名			電話 ()
	契約している利用料 ※1		<input type="checkbox"/> 月額 円 <input type="checkbox"/> 日額 円	<input type="checkbox"/> 時間額 円
③	ふりがな		所 在 地	〒
	施設又は事業名			電話 ()
	契約している利用料 ※1		<input type="checkbox"/> 月額 円 <input type="checkbox"/> 日額 円	<input type="checkbox"/> 時間額 円

<裏面も記入してください。>

④	ふりがな		所在地	〒	
	施設又は事業名			電話	()
	契約している利用料 ※1	□ 月額		円 □ 日額	円 □ 時間額
⑤	ふりがな		所在地	〒	
	施設又は事業名			電話	()
	契約している利用料 ※1	□ 月額		円 □ 日額	円 □ 時間額
⑥	ふりがな		所在地	〒	
	施設又は事業名			電話	()
	契約している利用料 ※1	□ 月額		円 □ 日額	円 □ 時間額

※1 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して月額相当分を算定し、月額欄の□にレを入れ、算定した月額相当分を記入してください。

5 認可外保育施設・一時預かり事業・病児・病後児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用給付の請求内訳

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※2 ※3	一時預かり事業、病児・病後児保育、子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※2	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d) ※4	請求額 (cとdを比較して低い方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

※2 上記で記入した利用料については、特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書を含めて添付してください。

また、子育て援助活動支援事業を利用した場合(送迎利用のみは対象外。)は、援助を行う会員が発行した活動報告書を添付してください。

※3 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して月額相当分を算定してください(小数点以下切捨て)。

※4 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号認定の場合は37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。